

ヘレニズム期初頭における後継者—ポリス間の権力構造

— アンティゴノス一世とデメトリオス一世の臣下に対する顕彰を中心に —

酒 嶋 恭 平

【要約】 本稿は、後継者戦争期の東地中海世界に焦点を当て、後継者たちの臣下を顕彰した決議の分析を通して、当該時期における後継者たちと彼らの支配下に入ったポリスの関係を問う。先行研究では、当該時期に関して十分な注意を払ってこなかったが、本稿は、特にアンティゴノス一世とデメトリオス一世の臣下に注目し、彼らを顕彰した決議のテクストを分析した。その結果、ポリスは顕彰決議を通して自身の地位の保全や利益の確保を目指したこと、他方で、ポリスからの顕彰は、アンティゴノスらにとって臣下の忠誠を維持するのに効果があったと考えられることを指摘した。また、本稿では、顕彰の背景に、他の後継者より緩やかに、ヘレニズム期の基本路線を形作った支配体制があったとしたが、その緩やかさはあくまで限定的なものであり、ポリスにとって顕彰という行為は、アンティゴノスと臣下の互酬の関係に巻き込まれていることを意味すると主張した。

史林 一〇一卷五号 二〇一八年九月

はじめに

ヘレニズム期を特徴付けるのは多極化した政治システムだと言われる^①。この時代は、アンティゴノス朝、セレウコス朝、プトレマイオス朝という三大王朝に加え、アッタロス朝などの大小様々な王朝が東地中海世界を支配した。また、多数のポリスやエトノスを含む連邦、ロドスといった強大なポリスも、東地中海情勢に強力な影響力を保持し続けた。

さらにヘレニズム諸王国の軍門に下った多くのポリスも、重要なアクターであった^②。前三三三年にアレクサンドロス三世が没した後、その多くが小都市に過ぎないポリスは、諸王の強大な軍事力の下に従属的地位を強制された。しかし王とポリスは、単純な支配・被支配の関係として捉えきれない、複雑な関係で繋がっていた^③。王たちは自身の支配圏を維持すべく、ポリスに恩恵を与えることで忠誠を得る必要があった。一方、ポリスは、新たな支配勢力と対峙すべくしたたかに交渉し、この上位権力から得る利益を最大化しようと努力した。ローマの支配が地中海世界を覆うまでの間、ポリスと諸王は、絶えざる交渉を通して関係を形成してきたのである。

しかし、アレクサンドロス三世の死に伴って直ちにこうした世界が形成されたわけではない。大王の死後数十年の間、東地中海世界では極めて不安定な政治情勢が続いた。後継者（ディアドコイ）戦争期（前三三三年―前二八一年）^④と呼ばれるこの時期は、その名の通り、かつて大王に仕えた將軍たちが、残された帝国の覇権を巡って相争った戦乱の時期である。東地中海が激しく混乱したこの時期は、大王が築いた帝国が解体する中で、各王朝が成立し、多極的権力構造が形成された過程だと言われている^⑤。

では、この時期に、後に王を自称する後継者たちとポリスとはどのように関係を形成したのだろうか。その関係は、ヘレニズム王権の形成にどのように寄与したのだろうか。こうした問いは、近年、ポリスの活力や民主政の継続性が強調される中で、新たに問い直されている^⑥。

この論点に対して、後継者たちの許で登用され、特定の職務や官職を担った臣下に焦点を当てて考察することとしたい。後継者たちはギリシア人やマケドニア人を中心に多数の臣下を抱えていた。彼らは後継者たちが得た領土の支配維持や対外戦争のために働き、より重要な地位を得た人々は側近として顧問団のようなまとまりを形成し、軍事・外交にわたって後継者たちを援助した。ヘレニズム期の諸王国においては中近世ヨーロッパのように宮廷と結び付いた新興貴族階層が発展しにくかったこともあり、後継者や王との私的紐帯は極めて重要であったという^⑦。しかし、彼らは必ずしも王たちの忠

実な「臣下団」なるものを形成したわけではない。彼らは固定化した集団ではなく、王の側近として常に重要な役職を受け持つ者から、複数の王と関係を持ち、彼らの間を渡り歩く者、王が持つ莫大な富を目当てとして傭兵のように王に仕えた人物もいたのである。

本稿では、後継者によって登用されて何らかの職務を担当したか、外交交渉や軍事指揮を担ったと考えられる人々を「臣下」とし、彼らを軸としてポリスと後継者の関係を検討する。王や後継者とポリスとの関係を考える上で重要なのは、彼らが両者の間に入り、外交交渉や軍事活動を司ったことにある。王とポリスの相互交渉はその大部分が臣下を通して行われており、彼らはヘレニズム世界の東地中海情勢に強い影響を与える存在だったと言える。しかし、こうしたシステムは直ちに形成されたわけではない。後継者戦争期においては、アレクサンドロス三世の帝国が分解し各王朝が形成される中で、臣下たちは新たに後継者の許に集っていった。^④ その過程で、臣下は、後継者たちの統治システムを相互作用的に構築する役割を果たしたと考えられている。^⑤ そうであるとするれば、彼らに着目することで上記に示した問題の解決に寄与できよう。まず、第一章にて先行研究を概観し、具体的に本稿の課題を明らかにしたい。

* 本稿では雑誌の略号は *L'Année philologique* に、史料の略号は *OCD*⁴ に従う。その他に、本稿では以下の略号を用いる。

Erchia XI = D. Knoepfler, 2001, *Décrets érytriens de proxénie et de citoyenneté*, Lausanne.

I Ephesos = H. Wankel, R. Merkelbach et al. hrsg., 1979-1984, *Die Inschriften von Ephesos*, 8 vols, Bonn.

RIC = C. Michel, 1900, *Recueil d'inscriptions grecques*, Paris.

Th. Cam. = M. Segre and G. Pugliese Carratelli, 1949-51, *Thuli Camitensis*, *ASAtene*, 27-9, 141-318.

Wilhelm, *Akademische Schriften* = A. Wilhelm, 1974, *Akademische Schriften zur griechischen Inschriftenkunde*, 3 vols, Leipzig.

また、本稿では一度言及した文献を Gauthier 1993: 216 や マケタニ 1995: 254-257 のように、著者を、年、頁数で示す。

① P. Gauthier, 1993, 'Les cités hellénistiques' in M. H. Hansen, ed., *The Ancient Greek City-State (Acta of the Copenhagen Polis Centre vol. 1)*, Copenhagen: 216.

② P. Gauthier, 1987/9, 'Grandes et petites cités: Hegémonie et autarcie', *Opus* 6-8, 187-202; Gauthier 1993.

③ 『ヘレニズム初期』10世紀初頭から研究やれば、J. Seibert, 1983, *Das Zeitalter der Diadochen*, Darmstadt 176-179; H.-U.

Wiener. 2013. *Hellenistic Cities: The End of Greek Democracy?* in H. Beck, ed. *A Companion to Greek Government*. Malden, MA/Oxford/Chichester: 61-64, 69 n. 15. を参照(シ、ハ)。ただし、*Γραμματικὴ* 先行研究の多くは前三世紀以降のセレウコス朝に基づいて議論が構成されている。

④ 後継者戦争期の下限をアンティゴノス朝マケドニアが確立する前二七五年とすることもある。しかし本稿では、一般に受け入れられている前二八一年を下限とする。これは、後継者第一世代の最後の一人であるセレウコス一世ニカトルが殺害された年である。

⑤ 近年、後継者戦争期に関する社会・文化史的興味が新たに高まりを見せている。例えばそうした研究として H. Hauben, and A. Meus.

第一章 先行研究と本稿の課題

まず、ポリスと王との関係に関する先行研究に触れておきたい。ポリスと王との関係については、王朝の法制度的枠組みは存在したか、ポリスは王朝の支配の中でどの程度自立した地位を確保できたか、という論点を巡って、とりわけ両者の関係の基盤となる法制度の存在を否定し、ポリスの自立性を高く評価する立場と、ポリスの従属性を強調し、諸王の介入にポリスは無力であったとする立場とが、二〇世紀初頭より論争を続けてきた^①。以前は後者の立場が優勢だったが、一九八〇年代よりポリスの自立性が再評価されるようになる^②と、ポリスが主体性を持ち様々な手段を通じて諸王と交渉していた様子を明らかにする研究が現れ始めた。こうした研究は、圧倒的な武力を持つ諸王の優位を前提としながらも、ポリスには諸王との交渉の余地は十分残されていたということ、それに加えて、諸王は支配の正当性を確保するためにポリスに譲歩する必要があったということ、具体的な事例に基づき解明したのである。こうした研究、とりわけジョン・マが行ったアンティオコス三世と小アジアのポリスの関係についてのケーススタディに触発され、ポリスと諸王の交渉過程に

eds., 2014. *The Age of the Successors and the Creation of the*

Hellenistic Kingdoms (323-276 B.C.). Leuven を挙(シ、ハ)が(シ、ハ)。

⑥ 例(シ、ハ) A. Erskine, 2014. *Ruler Cult and the Early Hellenistic City* in Hauben and Meus 2014: 579-588 を挙(シ、ハ)が(シ、ハ)。

⑦ R. Strootman, 2014. *Courts and Elites in the Hellenistic Empires: The Near East after the Achaeinens*, 330-30 BCE. Edinburgh: 111-112.

⑧ I. Savalli-Lestrade, 1998. *Les Phitioi royaux dans l'Asie hellénistique*. Genève: 321.

⑨ P. マケクニ、一九九五『都市国家のアウトサイダー——ポリスから古代帝国へ——』(向山宏訳) ミネルヴァ書房、二五四—二五七頁。

注目して関係性の特質を解明する研究が現れた。^②近年では、ポリスと王の関係について研究が比較的手薄な前四世紀から前三世紀について、支配者崇拜や「自由」のスローガンをを用いた政治がどのように構築されたか、といった個別の論点に基づく研究が進んでいる。^③

本稿が定義する「臣下」に関しては、いわゆる「フィロイ」と呼ばれる人々に関する研究史を検討すべきであろう。フィロイとは、一般的に、王との私的な紐帯に基づいて側近として軍事・外交に従事したり、王の宮廷に留まり文化的な活動を行ったりした人々のことを言う。フィロイに関しては、その構成や彼らが得た官職に関する研究が進められてきた。フィロイの研究は二〇世紀初頭よりエリアス・ピカーマンらによって始められていたが、^④諸家が認めるように、クリスチャン・ハビヒトが一九五八年に発表した論文をもって本格的な研究が始まる。^⑤彼はこの中で、フィロイとされる集団の一般的特徴を提示した。例えば、フィロイはギリシア人やマケドニア人によってほぼ独占されていたこと、彼らは王と私的な友好関係で結ばれていたが、功利的な関係での結合もあったこと、そしてフィロイは軍事・行政的に王を支える存在であったこともここで示された。彼がこのような像を提示したことで、各論点を検証する形で、フィロイに関する研究が本格的な発展を遂げた。その結果、フィロイ研究の中心は、王とフィロイとの関係、あるいは、プロソポグラフィ的研究手法を用いつつ王朝のシステムの存在を理解するという点に置かれた。

ハビヒトが提示した論点を受け、それを深化させた研究は、管見の限り我が国の大戸千之によるものが先駆である。この中で大戸は、アンテリオコス三世の治世に活躍した臣下に焦点を合わせ、彼らが王の許で果たした役割の分析を起点として、王朝全体の権力基盤の脆弱性を指摘した。^⑥その後、フィロイ研究において重要な理論的成果を上げたのは、レオン・モーレンである。彼は、プロトレマイオス朝に仕えたフィロイに関するプロソポグラフィ的研究を行うと同時に、プロトレマイオス朝の宮廷位階について網羅的研究を施した。彼はパピルス史料を駆使し、宮廷内で用いられる位階の肩書きを明らかにすることで、官職間のヒエラルヒーを明らかにした。^⑦加えて、フィロイ研究への重要な貢献と評価されたのは

ガブリエル・ハーマンの研究である^⑧。彼は、碑文史料と文学的史料を比較し、碑文史料では簡略な記述に終わるフィロイが、なぜ文学的史料では誹謗中傷の対象となるのか、そこに生ずるズレの原因に関して考察した。ハーマンによれば、そのズレは、ポリスがフィロイという存在を受け入れるまでの過程を示しているという^⑨。さらに、イヴァナ・サヴァツリ・レストラーデによる小アジアで展開した王朝のフィロイに関するプロソポグラフィ的研究がある。彼女はこの中でプロソポグラフィ的研究のみならず、フィロイ制度の発展の歴史や、王朝や王とフィロイとの関係に介入する「友愛(φιλία)」の概念について議論している^⑩。次いでパスハリス・パスヒデイスは、ポリスと王の間に立ち、両者の交渉を担う役割を持った「仲介者」としての側面に焦点を当て、フィロイを含むポリスの政治的エリートに関するプロソポグラフィ的研究を発表した^⑪。

以上のようにフィロイ研究は、ハビヒト以来、ヘレニズム王朝を理論的に把握しようとする方向の下に、フィロイとは一体どのような集団であったかを問うプロソポグラフィ的研究、また彼らに与えられた位階の総体を考察するという形で位置づけられてきた^⑫。近年では、宮廷内におけるフィロイと王との関係を、ノルベルト・エリアスが提唱した「宮廷社会」の概念を用いつつ理論化しようとする研究もみられる^⑬。

こうしたフィロイに関連した研究については、以下の問題点が指摘できるように思われる。まず、こうした研究は、王権・王朝のシステムが固まる前三世紀以降に焦点を当てており、ヘレニズム期初頭や後継者戦争期のフィロイに関してはあまり考察対象となっておらず、先に示した概観的理解に留まっている。サヴァツリ・レストラーデは、後継者戦争期を「新たな王権の実験室」とし、フィロイの位置付けを含む後継者の行政機構が未だ発展途上であったことを指摘するも、具体的な事例に関して十分な分析を行ったとは言えず、考察の余地があると思われる^⑭。また、本稿冒頭で示した問題設定を踏まえるならば、ポリスと後継者とを繋ぐ役割を有したフィロイについて、後継者戦争期に焦点を絞って考察すべきと思われる。

ポリスの立場からフィロイの位置づけを究明する研究は、一九八〇年代より発展してきた。例えば、先に見たハーマンの議論は、ポリス側のフィロイ認識が問題とされている。また、ポリスとフィロイの関係については、マによる研究がある。彼はアンテイオコス三世の許で、王・ポリス・フィロイという三者がどのように相互に影響し合っていたかについて、独自の解釈を示した。フィロイに関しては、フィロイを顕彰する決議の分析を通して、ポリスはフィロイに市民というローカルなアイデンティティ（市民権等）を付与することで彼らを社会化する一方で、フィロイを贈与⇨交換の互酬的関係の中に入れることで、彼らに継続的な貢献を義務付けさせたという¹⁵。また、パスヒデイスは、マの議論を参照しつつ、前四世紀末から前二世紀中頃までにポリスが諸王のフィロイに対して行った顕彰のテキストを分析し、その特徴を概括した。彼は、顕彰の持つ互酬的性質を確認した上で、ポリスによる顕彰は、王による支配とポリスの伝統が融合した結果であるという¹⁶。

このように、ポリス側からみたフィロイに関する研究は、主として顕彰決議のテキスト分析を通して発展してきた。これらは、ポリスが顕彰決議を通してどのようにフィロイに対処したのかという点を明らかにしてきた。しかし、マやパスヒデイスの議論の視点はポリスが中心であり、パスヒデイスがポリスによる顕彰が王に対しても利益があった可能性を指摘しているもの¹⁷、王にとってフィロイを顕彰する決議がどのような意味を持ったかという点までは、具体的に掘り下げられていない。しかし、フィロイの背後には彼らを登用する王の存在があるため、王との関係において顕彰を理解する必要があるように思われる。また、マの議論はアンテイオコス三世に限定されている一方、パスヒデイスの議論は幅広い年代を範囲とするため、その機能や役割については、時期毎の特徴については議論されていない。しかし、顕彰はその時々状況に左右されるはずであり、ポリスが、自身が置かれた状況の中でどこまで自己の裁量で決議できたか、より考察すべきであろう。例えば、前三〇五年にアンテイゴノスがロドスとの開戦に踏み切る直前、ロドスは戦争回避のため、アンテイゴノスを顕彰している¹⁸。顕彰を通してポリスと王の権力構造を十全に把握するには、ポリスが置かれた情勢を踏まえ

てテキストを検討する必要がある。少なくとも、本稿が課題とする後継者戦争期という王朝の形成期であると同時に戦乱期である時期において、顕彰を通してポリスと後継者たちがどのように交渉し、彼らの関係はどのように構築されたかという点については、未だ解明されていないと言える。

ここまでフィロイに関係する先行研究を概観してきたが、先行研究が用いるフィロイという概念の問題点についても触れておきたい。フィロイとは字義通り王の「友人 (φίλος)」であり、王とフィロイの間には私的紐帯が存在したことが想定される。しかし、何らかの役職を得て王に仕えた人々が全てそうした紐帯を有したかは厳密にはわからず、史料の根拠がない状態でこのような人々を「フィロイ」と認定することには慎重にならざるを得ない。だが、この点に関して研究者の間で厳密な意見の一致はなく、側近のみを「フィロイ」と想定する立場が一般的ながらも、研究者によっては王に仕えた人々全てを「フィロイ」と考える者もいる。また、ヘレニズム王朝には「フィロイ」の名を冠する役職が創設されていたことが確認されているが、後継者戦争期において「フィロイ」の名を冠する役職が存在したかについては否定的な意見が主流である。従って、少なくとも後継者戦争期において「フィロイ」という概念を用いるには留保が必要であるため、本稿では、冒頭で示した「臣下」の定義に則り議論を進める。これによって、より幅広く後継者に仕えた人々の特徴を把握することができるであろう。ヘレニズム王朝は、まさしく王の信頼する「友人」のような人物もいれば、自身の利害のみならずポリスの利害を宮廷に持ち込むような人物で構成されていたと言われている^②。こうした人々を包括する「臣下」という定義を用いることで、後継者戦争期における宮廷内部の複雑な利害関係の考察が可能になると同時に、こうした利害関係がポリスと後継者との権力関係に与えた影響についても検討できると思われる。

以上のことから、本稿では、後継者戦争期に臣下に対してポリスが行った顕彰について、後継者との関係を考慮に入れたつつ、その意義と機能を明らかにすることで、この時期に後継者とポリスが、いかなる関係を結んでいたかを考察することとしたい。このために本稿では、アンティゴノス一世モノフタルモスと、彼の息子であるデメトリオス一世ポリオルケ

テスを中心に扱う^{②1}。アンティゴノスは、アレクサンドロス三世が没した際には小アジアの一地域を担ったアルゲアス朝の將軍であったが、同僚であったエウメネスに勝利してからは勢力を拡大し、前三〇六年には息子と共に王位を自称する。両王が並立する間、すなわち前三〇一年にアンティゴノスがイプソスの戦いで敗死するまでには、東地中海のほぼ全域を手中に収めていた。父の死後、一時的に勢力を失ったデメトリオスは、セレウコス一世ニカトルとの同盟を通して力を取り戻し、前二九四年から前二八八年にかけてマケドニアの王位を得た。長期にわたる活動のためか、彼らの臣下を顕彰する決議や、周辺情報は比較的豊富に残されている。全ての後継者を議論に含めると議論が拡散する可能性があること、また、後継者戦争期において、アンティゴノスらの許に仕えた者を除けば臣下を顕彰する決議はあまり確認されておらず、十分に考察できない可能性があることも、両者を対象として設定する理由として挙げられる^{②2}。

- ① 前者の立場を代表するとして A. Heuss, 1937, *Stadt und Herrscher des Hellenismus in ihren staats- und völkerrechtlichen Beziehungen*. Leipzig じゅり、後者の立場を代表するとして W. Orth, 1977, *Königlicher Machtanspruch und städtische Freiheit. Untersuchungen zu den politischen Beziehungen zwischen den ersten Seleukidenherrschern (Seleukos I., Antiochos I., Antiochos II.) und den Städten des westlichen Kleinasiens*. München ぶしき、の論書に じゅり、P. Paschidis, 2008, *Between City and King: Prosopographical Studies on the Intermediaries Between the Cities of the Greek Mainland and the Aegean and the Royal Courts in the Hellenistic Period (322-190 BC)*. Athens: 19-26 参考書(シ)イ。
- ② J. Ma, 1999, *Antiochos III and the Cities of Western Asia Minor*. New York (2nd edn., rev. and corrected 2002).
- ③ S. Wallace, 2011, 'Freedom of the Greeks in the Early Hellenistic Period (337-262 BC): A Study in Ruler-City Relations' (Diss.).
- ④ E. Bikerman, 1938, *Institutions des Séleucides*. Paris: 31-50, esp. 40-50.
- ⑤ C. Habicht, 1958, 'Die herrschende Gesellschaft in den hellenistischen Monarchien', *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte* 45: 1-16.
- ⑥ 大戸千之、一九六八「セレウコス朝の支配とオリエンタル——アンティオコス三世時代の場合——」『西洋史学』七九、四三—六七頁。
- ⑦ L. Mooren, 1975, *The Aulic Tyrature in Ptolemaic Egypt: Introduction and Prosopography*. Brussels: id., 1977, *La hiérarchie de cour ptolémaïque: Contribution à l'étude des institutions et des classes dirigeantes à l'époque hellénistique*. Leuven.
- ⑧ G. Herman, 1980/81, 'The "Friends" of the Early Hellenistic Rulers: Servants or Officials?' *Talanta* 12/13: 103-149.
- ⑨ ただし、フィロイに対する称号や位階が後継者戦争期より存在し、

それをポリスが認識可能だったとする彼の議論は否定的に捉えられてゐる。Savalli-Lestrade 1998: 251-281, esp. 275, cf. M. Austin, 2000, 'Friends Indeed?' *CR* 50: 195°.

⑩ Savalli-Lestrade 1998.

⑪ Paschidis 2008.

⑫ Cf. Stroottman 2014: 13. 他に『フィロイに関する概説的理解』として『エトスの文献を参照』(エトス) : C. Preaux, 1978, *Le monde hellénistique: La Grèce et l'Orient (323-146 avant J.-C.)*, Paris: 200, 212-230; F. W. Walbank, 1984, 'Monarchies and Monarchic Ideas' in id., A. E. Astin, M. W. Frederiksen and R. M. Ogilvie, eds., *The Cambridge Ancient History* VII. 1. Cambridge : 68-71; プラトニー 一九九五 : 二四七-二六一以上の成果の他に王朝毎に王に仕えた人々を蒐集した『ロンボグラフィ』的研究や個人々人に関する伝記的研究も存在する。紙幅の関係から『本稿』は扱ってアンティコノス朝のもののみ挙げておきた。(S. Le Bohec, 1985, *Les pharaons des rois Antigonides*, REG 98: 93-124; R. A. Billows, 1990, *Antigonos the One-Eyed and the Creation of the Hellenistic State*, Berkeley/Los Angeles/London: 361-452; J. L. O'Neil, 2003, 'The Ethnic Origins of the Friends of the Antigoniad Kings of Macedonia' *CQ* 53: 510-522)°.

第二章 ポリスからみる臣下顕彰決議

第一節 ポリスによる臣下を顕彰した決議の概観

本章では、ポリスが臣下を顕彰した決議のテクストを分析することで、ポリスがどのように後継者との関係を構築しよ

⑬ R. Stroottman, 2013, 'Dynastic Courts of the Hellenistic Empires' in Beck 2013: 38-53; Stroottman 2014, cf. A. Erskine, L. Llewellyn-Jones and S. Wallace, eds., 2017, *The Hellenistic Court: Monarchic Power and Elite Society from Alexander to Cleopatra*, London, ストロームン以前にも限定的ながらヘレニズム期宮廷社会に関する研究は存在するが、紙幅の関係上省略する。

⑭ Savalli-Lestrade 1998: 321.

⑮ Ma 2002: 179-219.

⑯ Paschidis 2008: 469-505.

⑰ Paschidis 2008: 487, n. 6.

⑱ Dioid. 20821-2.

⑲ Stroottman 2014: 165-184.

⑳ Stroottman 2013: 111-135.

㉑ アンティコノスらのフィロイが彼らの許で果たした役割については Billows 1990: 246-250 にて扱われている°。

㉒ ハーマンが示したリストに基づけば、前三三三年から前二八一年の間に『アンティコノスとデメトリオス以外の後継者のフィロイとして顕彰されたフィロイは一八例ある。これは、アンティコノスらのフィロイに対する顕彰と比較した場合(第二章)半数以下にあたる。

うと試みたのか、考察する。まず、分析の前に、史料状況を確認しておきたい。

ポリスは一般に民会や評議会等の合議機関での議論を通じ、そのポリスに貢献した共同体内外の特定の個人や集団、他のポリスに名誉を与える旨を決議する。このような決議を顕彰決議と呼ぶ。本稿では、アンティゴノス、デメトリオスの臣下として確認される人物が顕彰された決議を考察の対象とするが、アンティゴノスらの臣下を顕彰する決議は、管見の限り八四例確認できる。本稿末尾の【表】は、これらの事例をまとめたものである。多くの碑文は顕彰理由がほとんど刻まれておらず、碑文の上では被顕彰者の身分や顕彰理由がほとんどわからない。こうした事例については、文献史料等を用いたプロソポグラフィ的研究の成果からアンティゴノスらの臣下と同定されているもの、また被顕彰者の出身地などから（例えばマケドニア人である、という理由で）臣下と判定されるものは、リストに含めた。

こうした顕彰決議のうち、アテナイ（三三例）に次いで最も顕彰を残しているのは小アジア沿岸部のサモスである（二三例）。次いで、アテナイの北方に位置するエウボイア島のエレトリア（二〇例）、小アジア北西部のエフェソス（七例）、そしてアテナイの北西にあるメガラ（四例）が続く。他には、西キリキア（小アジア南東部）のハマクシトスを最東部とし、小アジア西部部のグリユネイオンやキオスが挙げられる。このように、地理的には、征服活動によって獲得したギリシア本土やエーゲ海島嶼部を中心に、アンティゴノスらの権力基盤となった小アジアを含む。被顕彰者としては、マケドニア人もいるが、ほとんどはギリシア人である。彼らの出自をみると、小アジア西部部を中心に、西はキュレネまで幅広く人材を確認できる。アンティゴノスらの許にはマケドニア人だけでなく、ギリシア各地から数多くのギリシア人が集っていたが、こうした事情が顕彰にも反映されているのだろう^①。

以上の全体像を見る限り、アテナイで確認された事例が突出して多い。ここから、アテナイがアンティゴノスらと積極的に関係を築こうとした様子を読み取ることができるかもしれない。しかし、アテナイでは、決議や法を碑文として刻み、アクロポリスやアゴラといった、市民のみならずアテナイを訪れる外国人も目にすることのできる場所に建立する慣習が、

他のポリスに比べて比較的早い時期から存在した^②。数量の違いには、こうした状況が反映されているとも考えられ、原因を断定しがたい。

第二節 臣下顕彰決議の内容

まず、ポリスによる臣下の顕彰理由をテクストに基づいて確認したい。ここでは、顕彰理由として碑文中に刻まれている箇所に注目する。顕彰決議の典型的な事例の一つとして、アテナイにおいて前三〇三／二年に決議された、ギリシア本土西岸に面したケファロニア島アイノス出身のアルカイオスに対する顕彰が挙げられる。この決議が典型例とされる所以は、臣下の顕彰において一般に確認される語句が使用されていると考えられているからである。アルカイオスは、デメトリオスの遠征に帯同し、前三〇四年からギリシア本土で軍事活動に従事したらしく、それに関連してアテナイで顕彰された^④。この決議においてアルカイオスは「王デメトリオスの許に留まって、個人的にア「テ」ナイ人のうち王の許に来た人々に関して、（…中略…）可能な限りの善事を行い続けた」ために顕彰されている。「アテナイ人のうち王の許に来た人々」とは、アテナイから派遣された使節のことと考えられる。アルカイオスはデメトリオスの側近として、彼の許に訪れた使節に対して、何らかの配慮を行ったらしい。このように臣下は、ポリスから派遣された外交使節に配慮したことでしばしば顕彰されており、【表】で挙げた決議と同様の事例を確認することができる。例えば、サモスで決議されたコス人のドラコンに対する顕彰決議では、彼がサモスから派遣された使節に対して配慮を示した旨が刻まれている^⑤。

こうした「配慮」とは具体的には何を指すだろうか。古代ギリシア世界において、ポリスから他のポリスに派遣された使節は、一般に、ポリスが指名した当地のプロクセノスの許に滞在する。プロクセノスとは、自分の出身地ではないポリスからプロクセニアの称号を与えられることによって任命された人のことであり、彼を任命したポリスから来る人々の世話をする役割を担う^⑥。アンティゴノスらの許に派遣元のポリスとプロクセニアのような紐帯を有した臣下が存在し、使節

を世話した可能性はある。また、交渉を円滑に進めるため、使節はアンティゴノスらの許にいる臣下たちに口利きや援助を求めたかもしれない^⑦。ポリスからヘレニズム諸王の許に派遣された使節は、直ちに王と面会できるわけではなく、幕舎内外、あるいは王が使用する建築物の内外において、一定時間待機する必要がある。面会に伴って饗宴が行われ、使節は盛大なもてなしを受ける場合もある^⑧。こうした歓待は、マケドニアやギリシア世界で古くからある程度共有された慣習であり、後継者たちも共有しただろう。こうした外交儀礼の最中に、ポリスから派遣された使節が臣下と関係を形成できた可能性はある。

また、臣下は使節受け入れの際に援助を行っただけでなく、自身がアンティゴノスらの許から使節として派遣されることもあった。**【表】**に挙げた事例のうち、エフェソスで発見されたアポッロニデスへの顕彰決議は、派遣された際の状況を示しており、興味深い^⑨。この決議においてアポッロニデスは、デメトリオスが前三〇四年以降に行ったギリシア本土での遠征の成功をエフェソスに来て報告したことで名誉を与えられている。ポリスにおける使節の一般的な扱いから推測するに、アポッロニデスは使節としてエフェソスに到着後、評議会と民会において遠征の成功について報告し、その後民会での議論に参席したと考えられる。民会はそのような彼の働きに対して名誉を与えたのだろう^⑫。臣下たちが王の手紙や何らかの報告を伝えるためにポリスに派遣される事例は、**【表】**から幾つか確認できる^⑬。

他方で、臣下たちは後継者に任命されて軍事的行動を取ることでポリスから顕彰されることもあった。なかでもこの時期に最も多く確認できるのが、アンティゴノスらの軍事作戦に帯同したことで名誉を与えられている事例である。例えば、エレクトリアから駐留軍を排除するために戦ったマケドニア人アツリダイオス、「ギリシア人と共に戦った」ことで同じくエレクトリアから顕彰されたランプサコス人アデイマントスなどが挙げられる^⑭。アンティゴノスらが設置した駐留軍の統率によって名誉を与えられた人物もいる。アテナイ西部のポリスであるメガラでの顕彰によれば、ポイオティア人ゾイロス、デメトリオスの指令により、ポイオティアとメガラの間に位置し、コリントス湾に面した要塞であるアイゴステナに

軍と共に駐留したという。¹⁵メガラは前三〇七年よりデメトリオスの支配下に置かれた。デメトリオスは、メガラの確保後、ペロポネソスやロドスへ遠征を行っているが、コリントス湾のような海上交通の要所に軍を駐留させることで、遠征中の防衛を担わせていたのだろう。ゾイロス自身が何らかの戦闘行為を行うことはなかったようだが、駐留した兵たちを統制したことは、顕彰の対象となり得たらしい。¹⁶同様に軍事関連の貢献により顕彰された人物としては、将軍としてクラヴメナイに駐屯し、穀物輸送船の保護に貢献したマケドニア人アルケストラトスなどが挙げられる。¹⁷

ところで、軍事に関連する顕彰事例は、地域差が最も顕著であり注目に値する。すなわち、アテナイ、ペロポネソスといった、前三一四年以降にアンティゴノスらが積極的に介入した地域では、ポリスの自由に関連したことや、カッサンドロスが設置した駐留軍の排除といった彼らの軍事遠征に関連する行為が顕彰理由として挙げられるのに対し、小アジア及びその周辺地域ではほとんど確認できない。これは、ギリシア本土に対してはポリスの解放という形式をとり、各都市や村落に直接攻撃を仕掛けてカッサンドロスやプロトレマイオスが駐留させた軍を追放したという事情を反映しているかもしれない。これと比較すると、外交交渉に関する顕彰は、彼らの支配圏に入った地域において共通して確認でき、さらに定型的表现が用いられているため、興味深い。外交に関して、支配下のポリスにある程度共通するルール（あるいは碑文の表現様式）が形成されていたのかもしれない。

以上のように、臣下たちは、基本的には外交交渉や軍事的な貢献を評価され、顕彰されていた。この事実は、ポリスが臣下と関わりを持つ機会が、外交か軍事の場に限定されていたということを示す可能性がある。

なお、このような史料に関して留意しなければならないことがある。それは、こうした顕彰の文言や、そこに描かれる個々の行為の意義づけは、あくまでポリス側によって為されたものであり、臣下が決議に描かれるような貢献を自発的に行ったかは、厳密にはわからない、ということである。とはいえ、臣下がポリスやポリスから派遣された使節に対して何らかの形で関与し、時にはそれがポリスにとって彼らからの配慮や善意の表れとして解釈された可能性は指摘できる。ポ

リスは、臣下とコネクションを形成するために、そのような関与に対して顕彰したのかもしれない¹⁸。臣下はポリスに対して意識的に貢献を行わずとも、ポリスから名誉を受け得えたと思われる。

また、この時期の特徴を指摘するならば、臣下を顕彰する決議が著しく増加したということであろう¹⁹。この時期以前より、フィリッポス二世やアレクサンドロス三世の臣下を顕彰する決議は確認できるが、後継者戦争期には、とりわけアンティゴノスらの臣下を顕彰する決議が、大きく増加しているのである。おそらくこれは後継者戦争期に同様に増加した支配者崇拜と関係があるように思われる。これについては後に触れるが、もしそうだとするならば、臣下の顕彰の増加は、アンティゴノスらがつたポリスに自由を与える政策と深い関りがあるだろう。

第三節 顕彰にみるポリスの戦略

では、このような顕彰はポリスにとって、一体どのような意味があったのだろうか。ポリスは顕彰を通して、どのような利益を得ることができたのだろうか。顕彰は、単に臣下による何らかの配慮に対するポリスなりの返礼だったのだろうか。一般に、ポリスの顕彰には、特定の行為を栄典でもって称賛することで、被顕彰者の行為を理想化し、他の人々に対しても同様の行為を通じてポリスへの貢献を促進させるといふ目的があったとされる²⁰。また、被顕彰者は顕彰を受けることで、顕彰したポリスに対して継続的に善行を重ねることが求められる²¹。この観点に立つと、臣下たちはポリスに対する外交上の配慮や軍事的な貢献が求められていたと考えられる。ポリスは彼らの行為を評価することで、被顕彰者のみならず、他の臣下に対しても同様の貢献を求めていたのだろう²²。

このような決議の中で、前二九四年に決議された、アテナイによるヘロドロスの顕彰では、具体的に内容が詳述されており、注目に値する。前三〇一年にイブソスの戦いでアンティゴノスらが敗北すると、アテナイはデメトリオスの帰還を拒否する。その後アテナイではラカレスによって僭主政が樹立されるが、勢力を取り戻したデメトリオスはこれを攻囲し、

ラカレスを追い払うと、アテナイを自身の支配下に収めた。ヘロドロスは攻囲の間、デメトリオスとアテナイの間で立って和平交渉に貢献したらしく、その旨がこの顕彰から読み取れる。すなわち、「また、和〔平〕のために王デメトリオスに対して派遣された「使節が」、王デメトリオスに対する友好関係を結「ぶ」ために彼が市民団に加勢したことを示したので。市民団が、可能な限り迅速に戦争から「解放され」、都市を「取り戻したことで」、民主政「を保持し続ける」ために〔傍線筆者〕。ここでは、アテナイは、民主政維持のためヘロドロスの顕彰を決議したと描かれている。攻囲直後のアテナイにとって、デメトリオスから十分な自治を勝ち取ることが喫緊の課題だったのだろう。こうした文言は、決議の後、ポリスから派遣される使節によって被顕彰者の許に運ばれる。これによって、彼はポリスの要望を認識することとなったと考えられる。この決議の場合、アテナイが民主政を希求しているというメッセージがヘロドロスに伝えられたことであろう。ソロンへの決議よりも具体的な要求が、前三〇三／二年に決議されたラリッサ人オクシュテミスの顕彰にも見ることができる。²⁶⁾

「諸王」と「アテナ」イ人の「市民団に対する」徳のゆえに、「ラリッサ人の」ヒツ「ポストラトスの子オ」クシュテミスが「顕彰し、法に」従って「彼に黄金の」冠を与える「こと。こうしたこと」に関して善意を「示」した人々が相応しく市民団から「名譽を与えられることにより」、あらゆる人々「が」、王「の」信条とギリシア人たちの自由のために躊躇なく「共に戦うことが」競争の対象となる「ために」。²⁷⁾（…中略…）市民団によって顕彰されたオクシュテミスが、安寧のために彼らに有益であると彼が考えたことを、市民と同様に、捕虜となっている騎兵のためにも成し遂げるために。

興味深いのは、オクシュテミスに対する顕彰では、捕虜となっている人々に対する貢献という、特定の行為を要求している点である。アテナイは、前三〇七年から前三〇四年までに、マケドニアを支配領域に収めていたカッサンドロスから断

続的に攻撃を受けていた。ここで言及されている「騎兵」とは、おそらく、カッサンドロスに対する防衛戦において捕虜となつた人々のことを指しているであろう。そうだとすれば、アテナイは、この決議を通してオクシユテミスに、捕虜となつた騎兵に対する何らかの援助か、彼らの解放に尽力するよう求めていると考えられる。

ここで顕彰されているラリッサ人オクシユテミスは、父ヒッポストラトスや叔父メデイオスと共にアンティゴノスに仕えており、前三一五年には上部属州の將軍に任命され、後にシラクサのアガトクレスの許に使節として派遣されるなど、アンティゴノスらによって重用されていた。²⁸アテナイは、彼のようにアンティゴノスからの覚えめでたい人物に他の後継者との交渉を求めているのである。アテナイは捕虜に関するカッサンドロスとの交渉を独力で達成できず、アンティゴノスらの有力な臣下を頼ろうとした可能性がある。²⁹アレクサンドロスの後継者たちは個々のポリスと比較し極めて強大な軍事力を有していたことが、この顕彰決議は、ポリス単体では後継者に太刀打ちできない現実を反映しているのだろう。

【表】で示した決議の中には、同様に捕虜の交渉に臣下が携わる事例が確認できる。³⁰

ポリスは、こうした決議を通して、臣下個々人の功績を称えて返礼を与えると同時に、臣下がさらにポリスに対して貢献することを期待していた。こうした文言を受けて実際に臣下が何らかの行動を取つたかは不明だが、少なくとも、臣下に対するポリスの期待を読み取ることができると思われる。

また、ここでさらに重要なのは、いくつかの顕彰において「ポリスと王への善意」といった、アンティゴノスらに関連する徳目が、顕彰理由として挙げられていることである。³¹このような「善意」という徳目は一般的に顕彰で確認される文言だが、ここでは、顕彰主体であるポリスは、臣下が、彼が仕える後継者に対しても貢献したことを理由に顕彰されている。同様に、こうした顕彰決議においては、臣下が「王の傍にいた」、あるいは「アンティゴノスの傍にいた」といった、後継者との関係を示す情報が付随していることに注目したい。「傍にいた」ことが具体的に何を示すかは明らかではないが、少なくとも被顕彰者がアンティゴノスらと近い地位にあった（あるいはそのように認識されうる地位にあった）というこ

とは言えるであろう。こうした事情が明確に示されている事例として、前三〇二年の末にアテナイで決議された顕彰には、以下のような文言が見える。「(…前略…)バルギュリア人の」ストラト「ンの子ソロ」ンは(…中略…)可能な限り善事を行い続けたので」。(…中略…) (彼を顕彰するのは)、王の許に留まっている人々が市民団から善意に相応しい名誉を与えられることを知って、市民団に善意を示すためである。(…以下略…) (傍線筆者)」。このように、アテナイは、被顕彰者であるソロンだけではなく、他の臣下がアテナイに対し何らかの利益をもたらすことを期待し、彼らに相応の貢献を求めめるべく顕彰を決議している。この顕彰は、単にソロン個人との互酬的關係を維持するだけでなく、他の臣下がアテナイに貢献する動機となるように意図されているのである。³³⁾

臣下は、何らかの功績を評価され個人として顕彰されているが、その背景には、彼が後継者の許に仕えているという事実がある。臣下は、彼らの貢献を称えられつつも、アンティゴノスらとの間に立つ存在としても見なされ、その役割にあるからこそ評価され顕彰されたものと考えられる。

こうした決議は後継者とポリスとの関係においてどのような意味を持ち得ただろうか。手掛かりとして、補いが多いが、アテナイの決議を挙げることができよう。「また」彼の「子」メドンは、「以前」、王の将「軍を務め」、市「民団の安寧」と」他のギリシアの「自由」のために助力し続け、「今、王は、カッサ」ンドロスとブレイス「タルコスが占領した」領地「の」のために、「自」身が「ふさわしいと思うこと」を市民団「に報」告するよう彼「を」派遣して」。ここで示した前三〇三年に決議された、デメトリオスの將軍の一人であるメドンの顕彰では、彼の軍事行動が「市民団の安寧」のために行われたと肯定的に描かれている。ここで「安寧」と訳した *euphrosyne* という言葉は、字義通りに解釈すれば、「安全の保障」や「救済」という意味を持つ言葉だが、アテナイにとってメドンの行動はポリスを解放するものと解釈されている。

また、ここでは「市民団の安寧」が、「他のギリシアの自由」と並記されていることにも注目したい。³⁴⁾この頃、アンティゴノスらは、前三一四年に、ポリスは「自由」と「自治」であるべきことを宣言し、それを大義として東地中海におい

て積極的な軍事活動を展開していた。アテナイが前三〇七年にカッサンドロスの支配を排除し、デメトリオスによって「自由」を付与されたのは、この宣言に基づく。ここでアテナイは、メドンの軍事行動をアンティゴノスらが取った政策に則って「自由のため」と解釈しているのであろう。³⁸

こうした事例は右にみた二つの決議碑文のみならず、他にも複数確認されている。例えば、アテナイで決議された碑文では、「〔…欠…〕オティモスは以前（…中略…）王安ティゴノスとデメトリオスの「政」策に従「つて」彼らの「ポリスが」自由になる原因となった」という言及がある。この他にも、エレトリアでは、アデイマントスを顕彰する決議において、彼が従事した戦争は、エレトリアのみならず、ギリシア人のためであったと意義づけられている。⁴¹ また、エフェソスでは、デメトリオスのギリシア本土での軍事的成功が自都市に対しても利益であるかのように表現し、祝福した上で、供犠と祈念が、「将来も多くの善事が王デメトリオスとエフェソス人の市民団に生じる」ことを願って行われている。⁴² このように顕彰には、アンティゴノスらの宣言や彼らが掲げた政策を支持する文言が刻まれていることを確認することができる。⁴³

では、こうした意義付けはどのような意味を持ったであろうか。このようにポリスに対して自由や自治を付与する慣習自体は後継者戦争期以前から東地中海世界に存在しており、ポリスの支持を取り付け、抗争で優位に立つために、後継者たちもそれを採用した。最初にこのスローガンを発したのはポリュペルコンである。彼は、前三一九年にカッサンドロスとの対抗のため、ポリスを自由にする旨を示したが、自身の軍事行動が不首尾に終わったことで、ポリスからの支持を維持できなかった。しかし、彼の宣言を受けてポリュペルコン側についたポリスは相当数確認されている。⁴⁴ 前三一四年にアンティゴノスが再びこの宣言を発すると、プトレマイオスといった敵対勢力も追隨した。⁴⁵ ポリュペルコンの時と異なるのは、「自由」というスローガンが有効な戦略として認知されたことである。彼らは、この宣言を大義として敵対勢力を非難することもあった。例えば、プトレマイオスは、アンティゴノスらがポリスに軍を駐留させて支配し自由を侵害している、として攻撃を開始したと伝えられる。⁴⁶ 実際の後継者たちがこのスローガンを順守したか否かについては疑わしいところも

あるが、このスローガンは、ポリスを巡る戦争を仕掛ける際に正当性を付与するものとして実際に機能していた。そのように考えるならば、支配を受け入れたポリス側が後継者たちの政策を受け入れ、その旨を、決議を通して公告するという行為は、プロパガンダの正当性を担保し、彼らの戦争遂行を支持するという意味で、有利に働いた可能性はある。^④

- ① アンティコノスらの臣下のエピソードについては ONeil 2003 を参照する。
- ② C. W. Hedrick Jr. 1999. 'Democracy and the Athenian Epigraphical Habit' *Hesperia* 68: 387-439 を参照する。この時期のアテナイでは、当該時代に年代が同定される決議碑文が数多く確認されており、民主政の「復活」を祝して決議碑文の建立に積極的であったと考えられる。S. Tracy. 2000. 'Athenian Politicians and Inscriptions of the Years 307 to 302' *Hesperia* 69: 227-233 を参照する。
- ③ 決議の形式については Herman 1980/81, cf. I Krahl. 2000. 'Athens and the Hellenistic Kings (338-261 BC): The Language of the Decrees' *CQ* 50: 123.
- ④ M. J. Osborne 1981. *Naturalization in Athens*. vol. 1. Brussel: D60. アルカイオスに関する Billows 1990: 366, no. 7 を参照する。彼がクロコネネス半島北東部のエビタウロスから顕彰されたこと (IG IV² I, 58)。
- ⑤ IG XII 6, 29, ll 8-13. 同様の事例として【表】p. 5, 6, 17, 22, 26, 27, 30, 31, 32, 36, 39, 42, 43, 45, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 62, 66, 68, 69, 73, 81.
- ⑥ プロクソネオスについて W. Mack. 2015. *Proxy and Polis: Institutional Networks in the Ancient Greek World*. Oxford を参照する。
- ⑦ 臣下が口利きを表明している事例として IG II² I, 533 がある。
- ⑧ クレオニス王朝の「宮殿 (palace)」を認めている J. Morgan. 2017. 'At Home with Royalty: Re-viewing the Hellenistic Palace' in Erskine et al 2017: 31-68 を参照する。
- ⑨ Stroutman 2014: 195-199.
- ⑩ 佐藤昇「二〇〇八『民主政アテナイの賄賂言説』山川出版社、一五三-一五五頁を参照する。
- ⑪ *I Ephesos* 1448, ll 0-15.
- ⑫ きや後代の史料だが、前二二二-前二二〇年頃に可決されたシレントスの決議では、使節として派遣されたアトラクメオス二世フィラデルフォスの臣トクタストラトスが、民会での議論に参加している (Millet I, 3, 139)。
- ⑬ No. 56, 58, 75. 被顕彰者であるトコロニクスは、アテナイに多派集られた「顕彰を受けよう」 (IG II² 492 + A. Wilhelm. 1942. *Attische Urkunden* V. Wien/Leipzig: 175-183, no. 63)。
- ⑭ No. 19, 23, 24, 30, 57, 58, 64, 66, 67, 73, 74, 77.
- ⑮ IG VII 1 with SEG 33, 350 bis, ll 5-10.
- ⑯ 軍の駐留は、基本的な「市民の健康と安全」を確保する。軍の駐留や兵士の自衛の関係については Wallace 2011: 83-89 を参照する。
- ⑰ *I Ephesos* 1452.
- ⑱ Cf. Paschidis 2008: 488-489; A. Bayliss. 2011. *After Demosthenes: The Politics of Early Hellenistic Athens*. London: 179-182.

- ①⑨ 他にも、後継者戦争期にみられた臣下の英雄崇拜が後には見られなくなるといふ現象を見ることが可能（S. R. F. Price 1984. *Rituals and Power: The Roman Imperial Cult in Asia Minor*. Cambridge: 33-34）。これは、崇拜の対象を後継者や王に限定し、その臣下を崇拜の対象としないことにより、そうした栄典の価値を高めようとしたポリス側の意図が反映されているのかもしれない。
- ②⑩ Erskine 2014: 579-580.
- ⑪ J. Ma, 2006. 'The Two Cultures: Connoisseurship and Civic Honours'. *Art History* 29: 382. D. Whitehead, 1983. 'Competitive Outlay and Community Profit: Philotimia in Democratic Athens'. *C&M* 38: 55-74, esp. 62-64. 橋本資久「一九九〇「紀元前四世紀アテナイにおける対市民顕彰」『西洋古典学研究』四七、二二一-二二五頁。
- ⑫ Paschidis 2008: 488. xviii. ポリス側を継続的に返礼を与えようとする要求がある。
- ⑬ エレトリアで決議された顕彰碑文では、ポリスに対する「友情」を評価すべき項目として挙げられている（*Eretria* XI 10, ll. 6-8）。興味深いことに、この碑文では、ポリスのみならず、「攻守同盟軍」への貢献もまた評価されている（*Eretria* XI 10, ll. 3-6）。このような「アテナイユノス」と攻守同盟を締結したポリスへの貢献が評価されている事例は、他に *IG* II² 491. *Ag.* 16122 が挙げられる。また、攻守同盟のみならず「全てのギリシア人」に対する貢献も評価される事例も存在する（*IG* II² 492. ll. 23-24; *IG* II² 555. l. 4）。
- ⑭ *IG* II³ 1, 853. ll. 10, 17-25.
- ⑮ Ma 2002: 201-206. cf. A. Erskine, 2001. 'Antiochus the Great'. *CR* 51: 320-322. 橋本 一九九〇.
- ⑯ *IG* II² 558. ll. 6-17, 31-36.
- ⑰ ヲソノメニスニシテ、Hedrick Jr 1999: 420-421 を参照しよう。
- ⑱ Cf. Billows 1990: 414, no. 86.
- ⑲ 同じく貢献のためか、アテナイは彼に対して英雄崇拜を創設しよう（*FGH* 75 F1 = *Ath.* 6.252f-253b. cf. Price 1984: 33-34; Habicht, C., 2017. *Divine Honors for Mortal Men: The Early Cases*. (trans. by J. N. Dillon) Ann Arbor: 39-42, 192）。
- ⑳ *SEG* 16.60. ll. 5-10. また断片的だが、*IG* II² 479. ll. 5-6 に兵に関する言及がある。リャンプロスの臣下の事例として *IG* II³ 1, 877. ll. 16-31.
- ㉑ No. 14, 57, 68, 69, 71. 文言は異なるが、同様の事例として No. 34, 74, 77, 81 を参照。
- ㉒ Osborne 1981: D61. ll. 32-36. 引用文中の丸括弧は筆者による補足である。
- ㉓ 同様の事例として断片的ながら *SEG* 36.162 がある。
- ㉔ *SEG* 36.165 + Woodhead 1989: 300. ll. 14-22.
- ㉕ 同じ決議の「安寧」と「自由」の補完として、A. P. Matthaios, 1986. 'Ἀττικὸ ὑψηλοῦ τοῦ 304/3 π.Χ. ἡρώος 4.21' を参照しよう。
- ㉖ *LSJ*, s.v. *εὐνομία*.
- ㉗ 同じ「自由」という言葉は時代・文脈・状況・個々の王とポリス毎に様々な変化するため、厳密な意味を特定することは困難だが、この時期に関しては、ポリスは自身の意図で国制を選択可能であること（自由）を指しているものと考えられている。この時期の「自由」について、Wallace 2011: 92-113. S. Dmitriev, 2011. *The Greek Slogans of Freedom and Early Roman Politics in Greece*. Oxford: 112-141.
- ㉘ Diod. 1961. cf. *OGIS* 5.
- ㉙ Krall 2000: 123.
- ㉚ *IG* II² 469. ll. 1-2, 5-8.

④1 IG XII 9.198. II.4-5.

④2 *I Ephesos* 1448. II.7-8.

④3 顕彰決議以外では、デメトリオスの遠征成功を祝したアテナイの決議では、彼がギリシアを自由で自治にした旨が刻まれている (44: 16.114 + Walbank: 2008.34-35. no. 32. II.9-15 + A. Mathieu, *SEG* 58.119. II.12-13)。なお、Paschides 2008: 84-85 は、アンティゴノスの部下としてではなくポリスを援助した個人として彼が顕彰されたと主張しているが、その解釈を導くには碑文の情報が乏しいうえに、五行目から八行目にかけてアンティゴノスたちが言及されているという事実は、損なわれた1〇行目以降に王との何らかの関係が刻まれている可能性を示している。

第三章 後継者にとっての臣下顕彰決議

ここまで本稿では、ポリスが後継者の臣下に与えた名誉の意義を検討してきた。次に後継者の側、すなわちアンティゴノスらにとってこのような顕彰がいかなる意味を持ったか、検討したい。

第一節 支配者崇拜と臣下の顕彰

上にみてきたような「自由」などの文言は、後継者たちを顕彰することを定めた決議にも確認することができる。まず、臣下を顕彰した決議の特質をより明確にするために、後継者を顕彰した決議との比較を試みたい。

アンティゴノスらを顕彰するにあたり、アテナイ、シキュオン、スケプシスなどのポリスでは、アンティゴノスらの神格化を決議した事例を確認することができる。^{④4} ポリスは、外部の君主からの恩恵施与に対する返礼として、彼らを自発的に神格化することがあった。これは「支配者崇拜」と呼ばれ、ヘレニズム期を特徴づける現象として知られる。こうした

④4 S. Wallace. 2014. *History and Hindsight: The Importance of Euphron of Sikyon for the Athenian Democracy in 318/7 in Habben and Meens* 2014: 599-629.

④5 *Diod.* 19.62.1-2.

④6 *Diod.* 20.193-4.

④7 他方で、こうした描写はポリスとアンティゴノスらの、ポリスの地位を巡る交渉にも意味があった可能性がある。マが論ずるように、例えば、ポリスがアンティゴノスらの行動をポリスの自由と自治のための行動だとすることで、ポリスは、彼らがポリスの自由や自治を過度に侵害しないよう、倫理的な規制を与えていると考えられる (cf. Ma 2002: 194-214. esp. 194-201)。

崇拜を定めた決議においては、アンティゴノスらはポリスに自由を与える主体として描かれる^③。例えば、碑文史料では最も詳細にアンティゴノスの崇拜を記述しているスケプシスの決議では、聖域を設けた上で祭壇と像を建立し、犠牲を捧げることなどを定める決議を採択した理由として、アンティゴノスが全ギリシアの自由と自治に関心を示したことを挙げている^④。これまでみてきたように、臣下はギリシア人と共に戦闘に参加し、自由のために戦った旨が顕彰理由として挙げられていた。アンティゴノスらはポリスの自由を掲げてポリスを解放したことと神格化されているが、ポリスの自由に関与したという点では、臣下の顕彰と同様の理由だといえる。

アンティゴノスらが神格化された一方で、臣下にはプロクセノスやエウエルゲテス（「善行者」^⑤）という称号、さらにポリスへの各種税金納入を免除するアトレイアや、アシュリア^⑥という栄典が与えられている^⑧。同様に、市民権や金冠が付与される場合もある。こうした顕彰はポリス毎の状況や慣習に基づきつつ、被顕彰者の貢献に応じた返礼として、選択的に付与されている^⑨。市民権やプロクセニアといった、ポリスとの繋がりを与える栄典の付与は、名誉を付与すると同時に、彼ら臣下とポリスとの関係を継続させ、更なる貢献を期待する意図を読み取ることができるかもしれない^⑩。

栄典の規模の点で異なるが、彼らはアンティゴノスらと同様にギリシア人と共に戦ったこと、彼らに自由を与えたことを評価されて顕彰されている。この顕彰の規模の違いには、アンティゴノスらが臣下たちの上位に立つ存在であったこと、また、ポリスの政策にとりアンティゴノスら直接的な交渉相手の存在であり、彼らの存在が最も重要であったこと、などが要因として挙げられるであろう。一方で、臣下を顕彰する際にはポリスの自由の保障のみならず、ポリスと支配者間の交渉の援助という、外交での役割が評価されている。これは、支配者とポリスとを繋ぐ存在としての役割が期待されていたことを示しているものと思われる。

支配者崇拜の増加はポリスが自己の保全を求めた結果として説明される^⑪。後継者戦争期はポリスが不安定な時期であった。支配者の度重なる交代とそれに伴う政変の発生、また、カッサンドロスやアンティパトロスによる軍の駐留と寡頭政

の強制は、ポリスを不安定化させる要因であった。このような時期に、ポリスの自治を尊重し、ポリスの自由を保障して、場合によっては防衛のための軍事力を提供するアンティゴノスの政策は、ポリスにとって望ましいものであっただろう。結果として、神格化と同様に、アンティゴノスに仕える臣下を積極的に顕彰するようになったものと考えられる。

第二節 後継者にとつての臣下顕彰の意味

次に後継者にとつての顕彰の意義を検討するが、その前に、臣下にとつての名誉の意味を簡潔に探っておきたい。既に見たように、金冠や市民権、プロクセニアの付与や、被顕彰者を象った彫像の建立、また碑文の建立は被顕彰者に対して名誉を付与するものである。こうした顕彰と栄典の付与は、被顕彰者の国際的な名声や評判を高めることになったと思われる。臣下は顕彰を通して名声を獲得することを望み、ポリスも、彼らの期待に応えて榮譽を与えようと考えたことだろう。実際、一例ながら、臣下が顕彰をポリスに要求した事例を確認することができる。第二章で検討したポイオティア人ゾイロスを顕彰する決議では、自身が兵を良く統制したということで、ゾイロスはメガラに顕彰を要求している。また、しばしば、名誉と共に高価な金冠や土地所有権、更には市民権が授与されているが、これによる経済的利益も存在したに違いない¹²。とはいえ、臣下側が名誉を与えられていかに反応を示したかについては、史料が不足しているため、確かなこととは言えない。

名誉を通して臣下が利益を獲得しえたということを認識していたのはポリスだけではなかった。前三〇三年にアテナイで決議された、キュレネ人ソティモスに対する顕彰には、以下のように文言が刻まれている¹³。

「民会によって以下のことが」決「議された。ディオメイア区」エウテュデモスの子ストラトクレスが「提」議した。王が、彼（ソティモス）は王の友人であり、王に關することどもやアテナイ人の「市民」団の自由のために親切であり、民主政のために

「共に」戦う者であることを「示して」、評議会と民会に手紙で伝「えた」ことに關して、「評」議会は彼のために先議して民会「へ」送ったので。神慮めでたく。民会によって以下のことが決議されるべきこと。王とアテナイ人の市民団に対する徳と善意の「ゆえに」、彼を顕彰し、法に従って黄金の冠を「与える」こと。

以上のように、アテナイはデメトリオスが送った書簡を参考に顕彰を決議し、ソテイモスに市民権などを含む栄典を付与している。おそらく、この書簡は、ソテイモスがアテナイに關連した軍事的功績を挙げたために、彼を顕彰するよう推薦する内容だったのだろう。同様に、アンティゴノスらが自身の臣下を推薦したと思われる書簡は、右のものを含め計三例確認されており、上で見たものとはほぼ同じ文言が採用されている。¹⁴

こうした推薦は何を意味するのだろうか。後継者たちと臣下の関係は第一に私的紐帯によって結ばれていると言われる。しかし、臣下にとつて、後継者たちの恩顧や、彼から得ることができる社会的経済的利益もまた極めて重要である。彼らは期待した利益の獲得が予期できない場合、後継者を裏切る可能性があった。例えば、イブソスの戦いでアンティゴノスが敗死すると、多くの臣下がデメトリオスから離反し、セレウコスの許へ身を寄せた。¹⁵さらに、イブソスの戦いに先立つてリュシマコスが小アジアに侵入した際には、アンティゴノスが当地に配置した將軍たちはリュシマコス側に寝返っている。¹⁶このように臣下は保身のために、忠誠を捨て、異なる主君に従うことがあった。ランプサコス人アディマントスやミレトス人アリストデモスのように常にアンティゴノスらの許で働き、まさしく「忠臣」と呼べるような人々も存在した。

しかし、アンティゴノスらからもたらされる富、とりわけ、アンティゴノスがアジアを獲得したことで得たペルシア帝國由来の莫大な富や、継続的な戦争による利益を求めた人々も多数存在したに違いない。¹⁷このような人々にとつて、より自身の利益が保証されうる支配者の許に身を寄せるのは、当然のことであろう。もともと古典期より、東地中海においてはテミストクレスやコノンのように出身ポリスを出て異なる支配者や共同体の許に身を寄せた人々は多数存在した。こう

した基盤の上に、ギリシア的な風習や言語、文化を共有するマケドニア系が多数を占める後継者たちが東地中海に勢力を広げており、後継者から得られる役得を求める非マケドニア系ギリシア人にとって移動のしやすい状況が整えられていたはずである¹⁸。同様に、臣下は後継者からの恵与を巡って彼らの許から離反することもあった。アンティゴノス配下の武将テレスフォロスは、同僚であったポレマイオスが昇格を果たすと、それに嫉妬してアンティゴノスから離反し、勝手な軍事行動を取った¹⁹。ポレマイオスもまた、与えられるべき褒賞が得られなかったという理由で、テレスフォロス離反の二年後にカッサンドロスの許へと移っている²⁰。このように報酬を求める人々、あるいは、報酬の保証は極めて重要であった。

以上のように臣下の忠誠心は極めて曖昧である。アンティゴノスらは優秀な臣下を自身の許に繋ぎとめるべく、自身に仕える臣下が直接的・間接的に利益を確保できる状況を整えなければならなかったと考えられる²¹。その意味で、ポリスから得られる名誉は、臣下の忠誠を維持するために、重要な要素の一つであったに違いない²⁴。

他方で、推薦による名誉の付与は、間接的ながら後継者から臣下への恩恵施与ということができよう。では、この文脈で推薦をとらえた場合、どのように見ることができらうか。これに関しては、ヘレニズム諸王から恩恵施与の意味を考察したロルフ・ストロートマンの議論が参考になる。ストロートマンは、ヘレニズム諸王とフィロイと呼ばれる側近たちとの紐帯には、王の贈与が極めて重要な役割を果たしたと指摘した。彼によれば、王は王として臣下に適切な贈与を行う必要があった。こうした贈与には、金銭を始め、土地、交易関連の栄典、都市、王の側近を意味する紫の衣服から、饗宴で用いられた食器類なども含まれる。また、贈り物の価値は、そのまま個人の価値を示すものとなりえ、とりわけ公に送られた贈り物は、宮廷内部での受け手の地位を決定する機能があったという。王はこのような階層分化を通して、宮廷に属する自身の臣下をコントロールしようと努めたが、それと同時に、自身が臣下との「贈与⇌交換」関係の中に位置づけられていたという²⁵。

アンティゴノスらの推薦を通してポリスから与えられる名誉は、彼らの「贈与⇌交換」の一部と化していたと言うこと

ができるのではないだろうか。すなわち、ポリスもまた、アンティゴノスらを頂点とした彼らと臣下の「贈与⇄交換」関係の中に組み込まれていると考えられるのである。

当時のポリス—後継者間関係を考えるために、この点をポリスとアンティゴノスの関係の中に位置づけ、より深めてみたい。²⁶⁾ アンティゴノスは、アレクサンドロス三世の東征の頃より小アジア中西部フリュギア地方の総督に任命されてから、周辺諸ポリスとの関係形成に努めていた。²⁷⁾ その証左に、小アジア西沿岸部に位置するサモス島からは、アンティゴノスらの臣下を顕彰する決議が多数発見されている。²⁸⁾ サモス島は前三二二年頃までアテナイに支配され、多くのサモス人が追放されていた。こうした顕彰は、アンティゴノスが総督に任命された頃よりサモス人とのコネクションを形成し、追放された人々に便宜を図った旨を伝えている。²⁹⁾ 前三一四年頃より東地中海への侵攻を本格化させると、アンティゴノスらは多くのポリスを支配下に収めた。しかし、ポリスに寡頭政と駐留軍設置を強制したカツサンドロスと異なり、アンティゴノスはポリスの自治を尊重し、特定の国制や軍の駐留を強制するものではなかった。相対的に彼の支配は緩やかであったと言える。³⁰⁾ ポリスはその恩恵に与ると同時に、アンティゴノスらとの交渉を通してポリスに更なる利益を得ようとしたらしい。アンティゴノスらの神格化はその一部であると言える。こうした状況から、臣下を通じたチャンネルを形成し、後継者との交渉において彼らとのコネクションを役立てようとする意識が生じたものと思われる。他の後継者の臣下に対するそれと比較して、アンティゴノスらの臣下に関する顕彰が豊富に残されているのは、そうした事情を反映しているものと考えられる。

このことは、アンティゴノス死後のデメトリオスの状況に照らすと、より明らかとなる。イプソスの戦いの後、多くのポリスはデメトリオスから離反し、アンティゴノスらの領土は他の後継者によって分割されることになった。しかし、デメトリオスは小アジアやフェニキア、キュプロスや島嶼同盟を支配し続けることに成功する。彼はセレウコスと和解することで勢力を取り戻すと、マケドニア王位を獲得し、ギリシア本土に侵攻してアテナイ等のポリスをも回復したが、かつ

て父と得た支配領域を完全に回復することはできなかった。以前よりも不安定な状況を反映してか、デメトリオスは支配に組み込んだポリスに軍を駐留させ、彼の裁量によってポリスの国制を決定した。これは、アンティゴノス生前と大きく異なっている。この時期に、臣下に対する顕彰が激減するのは示唆的である。前三〇一年以降に確実に年代が同定可能なデメトリオスの臣下を顕彰する決議は、アテナイとエフェソスでの二例しか確認できない。配下となったポリスの自治を弱めたことが、その原因だったのだろう。デメトリオスはこの時期においても当初はポリスに寛大な態度を示していたが、カッサンドロスが死去したことで（前二九七年）、自由を与える施策を取る必要がなくなったものと思われる^⑮。しかし、後継者戦争の後、すなわち、各王朝の地位が確立した後も、アンティゴノスが始めた政策は使用され続ける。デメトリオスの後を継いだアンティゴノス・ゴナタスやアンティゴノス・ドソンらも共有したことが確認されている^⑯。無論、王たちは情勢に応じて実施の可否を判断していたであろうことを考慮に入れたとしても、ポリスの支持を得るのに有効であった戦略を放棄したデメトリオスの事例は興味深い。

自由を積極的に掲げたアンティゴノスの生前には、アンティゴノスらの臣下を交渉のチャンネルとして利用しつつ、彼らの政策を支持し忠誠を示すことで、アンティゴノスらの支配圏における地位の向上や、さらなる利益の獲得を追求することができたのである。アンティゴノスらの臣下に対して残された豊富な顕彰碑文は、後継者戦争期になって初めて地中海の多くのポリスに全面的にもたらされた、このような交渉の余地を反映している。

しかし、本章での議論は、アンティゴノスの支配がポリスに全面的な「自由」を保証するものでなく、実質的にアンティゴノスを頂点とする権力構造の中にポリスが組み込まれていたことを示している。ポリスは「自由」を与えられていたと言え、多くの制限が存在した。例えば、アンティゴノスらは攻守同盟の戦争遂行を名目に、金銭や兵の拠出をポリスに求めていた^⑰。また、軍の駐留はしない旨を宣言していたにも関わらず、実際にそれを遵守していない事例が確認されている^⑱。さらに、アンティゴノスらはポリスを圧倒する軍事力を有しており、とりわけ軍や彼ら本人がポリスに滞在する機会

を得た時には、住民はしばしば恐怖を感じたに違いない³⁵⁾。こうした状況の中で、ポリスが彼らの意図に反した行動を独自にとることができたかは甚だ疑わしい。ポリスは、あくまでも自発的な出来る限り彼らから恩顧を得て、支配圏の内側における自身の地位の確保に努める必要があったのではないだろうか。そのために、自発的にアンティゴノスらの論理に巻き込まれていったのだと考えられる。顕彰の在り様は、こうした事情を反映しているものと思われる。

- ① Habicht 2017: 30-57, 192-194.
- ② 支配者崇拜については A. Chaniotis, 2003, 'The Divinity of Hellenistic Rulers' in A. Erskine, ed. *A Companion to the Hellenistic World*. Oxford: 431-445; Habicht 2017 を参照しよう。
- ③ Habicht 2017: 119-123.
- ④ *OGIS* 6, II, 10-17.
- ⑤ 名称に関しては P. Gauthier, 1985, *Les cités grecques et leurs institutions*. Paris: 16-39 を参照しよう。
- ⑥ トレーントロイイチ A. S. Henry, 1983, *Honours and Privileges in Athenian Decrees: The Principal Formulae of Athenian Honorary Decrees*. Hildesheim: 241-246; G. J. Oliver, 2007, *War, Food, and Politics in Early Hellenistic Athens*. Oxford: 30-37 を参照しよう。
- ⑦ 人に対するアンティゴノイイチは Rigsby, K. J., 1997, *Asylia: Territorial Inviolability in the Hellenistic World*. Berkeley/Los Angeles/London: 31-32 を参照しよう。
- ⑧ 他に、ポリス主権の競技会での最前列特権や、彫像の建立も確認すべき。
- ⑨ 加わった栄典に加えて、ポリスは重要な臣下に対して英雄崇拜を設立するようになった (*FGH* 75 F1 = Ath. 6.252f-253b, cf. Price 1984: 33-34; Habicht 2017: 39-42, 192)。
- ⑩ Ma 2002: 206-211, esp. 209.
- ⑪ Erskine 2014: 579-580.
- ⑫ 実際に土地を利用した事例として、臣下の一人アデイマンストスが、アテナイにデメトリオスの妻フィラの神殿を建立していたことが挙げられる (*FGH* 75 F1)。神殿経営による収入もあったかもしれない。
- ⑬ *SEG* 36.164, II 8-22.
- ⑭ Pritchett, W. K., 1972, 'Incorporationes Epigraphicae' *CSCA* 5: 169-174, no. 4, 173 + *SEG* 38, 283; Osborne 1981: D45 + *SEG* 36.163.
- ⑮ *Plut. Demetr.* 50.
- ⑯ *Diod.* 20.107.4-5, cf. 大牟田章, 一九七一「アンティゴノス王権の構造と政策」『西洋古典学研究』一九、八〇-八二頁。
- ⑰ アンティゴノスが得た富については大牟田, 一九七一: 八二頁。後継者戦争期の臣下の備兵的性格については大牟田, 一九七一: 八一-八五頁。
- ⑱ また、自身の出身ポリスと関係を維持した人々も存在する。例えばアリストデモスは、ミレトスにてステファノフォロスに任命されている。アリストデモスが実際にミレトスに滞在したかは不明だが、アリストデモスが当時ミレトスにとって重要な人物であったと考えられる (*Billsows* 1990: 371-374, no. 16)。
- ⑲ *Diod.* 19.87.
- ⑳ *Diod.* 20.192.

⑫ Theophr. *Char.* 23.

⑬ M. M. Austin, 1986, 'Hellenistic Kings, War and the Economy' *CQ* 36: 462-463. 同様の事例として、マレタキサンタロス三世の遺体奪還に失敗し殺害されたヘルデミックアスを挙げることができ (Arr. *Succ.* 28; Diod. 18.33-36)。他の事例として、Diod. 18.14.1, 18.28.5-6, 18.50, 18.53, 18.61-2, 19.25; Plut. *Demetr.* 49-50 を参照しよう。

⑭ SEG 25.149, II 7-8 には、欠損が激しいが、テメトリオスが臣下を顕彰した旨が、彼自身に対する顕彰の理由として挙げられている。

⑮ テメトリオス以外の後継者や王たちが臣下の顕彰を推薦した事例として、Osborne 1981: D35; D. L. 7.10-12, 15; *IG* XII 4, 1.31 が知られている。

⑯ Stroutman 2013: 145-159, 165-184, 202-209. なお、西洋古代史の分野におけるホメオスの『贈与論』などの人類学の理論を適用させた議論は第二次世界大戦前後から摂取されており、古代独自の経済の在り様を提示しようとしたカール・ポランニーやモーゼス・フンレーンが先駆だと評価されている。ストロートマンに直接影響を与えたディヴァンシム・コンスタンヤノーペンは、フインレーンの議論を出発点としている (G. Hernan, 1987, *Ritualised Friendship and the Greek City*, Cambridge; xi; D. Konstan, 1997, *Friendship in the Classical World*, Cambridge: 1-23)。

⑰ 当該時期についてはあくまで E. Will, 1984, 'The Succession to Alexander' in F. W. Walbank, A. E. Astin, M. W. Frederiksen and R. M. Ogilvie, eds., *The Cambridge Ancient History* VII, 1, Cambridge: 23-61 を参照しよう。

⑱ 彼が割り当てられた領地は地政学的に恵まれていた上 (大牟田一九七二: 七八-八九頁)、東征後に小アジアに残された兵を得たことので

元々彼は他の後継者に対して軍事的に優位な立場に立っていた (A. B. Bosworth, 2002, *The Legacy of Alexander: Politics, Warfare, and Propaganda under the Successors*, Oxford: 17-19)。

⑲ 大綱 (*IG* XII 4, 130, II 10-18; *IG* XII 6, 23; *IG* XII 6, 25; *IG* XII 6, 28; *IG* XII 6, 29; *IG* XII 6, 31)。

⑳ 前二一四年以前に、アンティゴネスがボリスの自死を尊重しようとした形跡がある (Diod. 18.52.1-3, 19.60) cf. R. H. Simpson, 1959, 'Antigonus the One-Eyed and the Greeks' *Historia* 8, 391)。

㉑ アンティゴネスのギリシヤ本土・小アジアでの成功に関しては、Simpson 1959; Billows 1990: 189-236; 波部雄一郎 '二〇一五『ヘラクレオネス王国と東地中海世界——クレタと王権とアンティゴネス』」関西学院大学出版会 '二〇一七' 頁。C. Wehrli, 1968, *Antigone et Démétrios*, Genève: 98-99 頁。攻守同盟の締結によってボリスは実質的に支配されたはず。

㉒ J. Briscoe, 1978, 'The Antigonids and the Greek States' in P. D. A. Garnsey and C. R. Whitaker, eds., *Imperialism in the Ancient World*, Cambridge: 145-146.

㉓ Dmitrev 2011: 134-139. ナタキエと聞くと C. Habicht, 1997, *Athens from Alexander to Antony*, (trans. by D. L. Schneider) Cambridge, MA/London: 151-152 を参照しよう。

㉔ 穀税については OGIS 5, II 44-45; Plut. *Demetr.* 27.1. cf. Wallace 2011: 91. 穀収については Diod. 19.58.5, cf. Wehrli 1968: 98-99 を参照しよう。

㉕ Plut. *Demetr.* 31.1. cf. Wallace 2011: 84.

㉖ Plut. *Demetr.* 24. cf. Paus. 10.10.2.

おわりに

本稿ではアンティゴノスらの臣下を顕彰する決議を取り上げ、後継者戦争期における後継者とポリスの関係を考察してきた。最後に本稿の議論をまとめ、今後の展望を示す。まずポリス側の視点から顕彰を検討した第二章では、顕彰を通してポリスがアンティゴノスたちからさらなる利益を引き出そうしていたことを指摘した。続く第三章では、こうした顕彰がアンティゴノスらにとっても利益になりえたことを指摘した。また第三章ではこうした顕彰が有する意味についても考察し、ポリスがアンティゴノスらの「贈与⇨交換」関係の一部に組み込まれていたこと、ポリスは後継者らの支配の内側で生存するために、自発的にアンティゴノスらの論理に巻き込まれる必要があったということを描いた。

この結論は、ポリスが極めて限定的な能動性しか発揮しえなかったことを意味する。本稿の冒頭で指摘したように、一九八〇年代以来、ヘレニズム期におけるポリスの能動性や主体性が強調されている。本稿の成果は、そうした主体性がどの程度まで、どういう意味で行使可能であったか、その限界を解明したものであると言える。本稿で既に述べたが、アンティゴノスらが取ったポリスに自由を与える政策は、同時代の後継者たちのみならず、セレウコス朝やプトレマイオス朝等の後のヘレニズム諸王の多くやローマも共有したことで知られる。こうした政策と表裏一体となって、支配者崇拜や臣下の顕彰も、後のポリスで一般的に行われ続ける。アンティゴノスこそ、ヘレニズム世界の王・ポリス間外交の構築に大きな影響を残した人物とも言われる。そうであるならば、この時期に確認され、後も共有されたであろう構造が、後継者戦争以降にどのように変化したか、改めて検討の余地があるかもしれない。

ところで、後継者戦争期においては、支配勢力の交代や、それに伴う国制変更の強制がみられる。このようにポリスの政治が強く制限された時期は、本稿でみてきた時期とは異なる状況を確認できる。例えば、アンティゴノスらの「解放」以前、すなわちアンティパトロスやカッサンドロス支配下の、財産額に基づいて市民権が制限されたアテナイでは、少数

ながら臣下を顕彰する決議を確認することができる。^③しかし、この時期に関しては、軍の駐留によってポリスの自由が著しく制限されただけでなく、支配者と個人的な関係を持つ一部の政治家のみが政治や外交交渉を行う機会が限定されていたと解釈できる史料が存在する。^④アンティゴノスらによって自由を与えられた時と異なる状況や交渉の回路が存在していたと考えられる。他方、サモスやエフェソス、エレクトリアなど他のポリスでは、アンティゴノスらの支配圏に入る以前に後継者の臣下を顕彰する決議は確認できない。無論、史料が残存していないことは顕彰決議が存在しなかったことを意味しないが、史料状況に鑑みるに、こうしたポリスでもアンティゴノスらの存在と彼らの政策が極めて大きな意義を持ったと考えるべきであろう。従って、後継者戦争期とはいえ本稿の結論は直ちに敷衍し難く、別個の議論を要すると考える。

このように本稿では、アンティゴノスが東地中海に本格的に進出する前三一四年以前の状況について、また、後継者とポリスそれぞれの状況について十分に検討できなかった。前者からは、アレクサンドロス三世の帝国分解から後継者の領域支配が準備されるまでの、後者からは、後継者に政治的・社会的に対応する仕組みや慣習を各ポリスが整えるまでの過程を明らかにすることができるだろう。本稿ではポリスは十分に主体性を発揮しえなかった可能性を指摘したが、これは近年の研究の潮流とやや反する議論である。しかし、ポリスがヘレニズム諸王と接する上での主体性とポリス内部の活力とは別問題である。以上の点を問うことで、ヘレニズム期の権力構造が形成され、固着する過程について、新たな知見をもたらすことができよう。これらは今後の課題として本稿を閉じたい。

① 藤井崇、二〇一八年「消滅するヘレニズム世界」南川高志編『歴史の転換期——BC二二〇年・帝国と世界史の誕生——』山川出版社、八四—一四五頁。

② 行った事例は *JG II³1, 863; Ma 2002, 298-300; Syl³, 502* など枚挙に遑がない。

③ 例えば、前三二二年頃に決議された *JG II² 401 + SEG 47.127, 51, 90* では、フィリップス三世の許で総督を務めた人物（現在は後継者の一人でカリヤ総督アサンドロスと考えられている）が、アテナイへの穀物輸送を援助したことで顕彰されている。

④ *E.g. Plut. Phoc. 29.4, 30.4-6; Diod. 18.74.*

【表】

史料	顕彰場所	年代	被顕彰者	顕彰理由
1 /G IV ² 1, 51	エビタウロス	前4 C	ランテアコス人テオア ラントス	顕彰理由不明
2 /G IV ² 1, 53	エビタウロス	前4 C	キエウロス人オナシム ネヌ	顕彰理由不明
3 /G XII 9, 197	エルトリア	前4 C	M人ミエウツナスとタ ウロソ	エルトリアの市民団に貢献（理由不明）、cf. Billows 1990, no. 139
4 /G XII 6, 19	サモス	前321-306年	M人テイオニエシオス	サモス人が追放された時に親切で市民団に対して熱意を持つ；現在も市民団に対して有用に
5 /G XII 6, 20	サモス	前314-06年	カルテイア人	サモス人が追放された時に帰還に尽力；現在ではAとDの許で公的にはボリス、私的には出会った人に善意を示す
6 /G XII 6, 21	サモス	前314-06年	？	サモス人が追放された時に親切；現在はDの許で出会った市民に有用に、市民団に利益
7 /G XII 9, 198	エルトリア	前4 C末	ランテアコス人テアテ ラントス	D王の許に；善意を持ちギリシア人たちと共に戦う；エルトリアの市民団に言葉の上でも行動の上でも親切；エルトリアのボリスに利益
8 Wilhelm, <i>Akademieschriften</i> 19-26, no. 4	トロイゼン	前4 C末	ハリカルナッソス人ゼ ノットス	トロイゼンの市民団に対する徳と善意
9 /G 452	ハリカルナッ ソス	前4 C末	ハリカルナッソス人ゼ ノットス	トロイゼンの自由に対するため
10 /G IV ² 1, 58	エビタウロス	前4 C-前3 C初頭	テイノス人アマルカイオ ス	顕彰理由不明
11 /G IV ² 1, 49	エビタウロス	前4 C-前3 C	カルテイア人ヘゲウス トプトス	顕彰理由不明
12 /G XII 9, 200	エルトリア	前4 C後半-前3 C頃	M人ヘゲウシボリスの子 ミレトス人アリストテ モス	エルトリアの市民団に貢献（理由不明）、cf. Billows 1990, no. 139
13 /G II ² 459 + SEG 21.330, 25.77	テテナイ	前307/6年	ヒエサンテアオネンア スタレトテウス	顕彰理由不明
14 /G II ² 555	テテナイ	前307-303年	カリユストス人アリス トニコス	王たちとAth市民団と他のギリシア人に対する善意と名譽心
15 Osborne 1981: D49	テテナイ	前307-302年頃	不明	顕彰理由不明
16 Osborne 1981: D59	テテナイ	前307-302年頃？	不明	顕彰理由不明
17 /G II ² 560, cf. SEG 49.108, 1428	テテナイ	前307-301年	テイオニエシオス；不 明	以前王たちの許に留まってAthの市民団に親切
18 /G II ² 563	テテナイ	前307-301年	カルキス人？	顕彰理由不明（テマトリオスについて言及）
19 SEG 31.80	テテナイ	前307-301年	テアリツボリス；テオラ オス；不明	以前テレクサントロスのテマトテラテラス；アラとアテシアに遠征；自由と民主政のために戦う

20	Osborne 1981: D66	アテナイ	前307-301年	ゾエス	王たちと Ath の市民団に対する他と名譽心
21	Walbank 2008: 38-40, no. 37	アテナイ	前307-301年頃?	エウゲイモス?	王たちと Ath の市民団に対する他と名譽
22	IG VII 5	メガラ	前307-300年	エリュクトライクシオ	D 王の許に留まり親切でメガラ人のポリスに益することを行う
23	IG II ⁿ 469	アテナイ	前306/5年	「…次…」 オテイモス	以前エウリボス海峡の警備；王たちに従ってポリスを自由に；Ath に救援
24	IG II ⁿ 471	アテナイ	前306/5年	リュキヌコス	王たちの許に滞在；Ath の市民団と共に戦う
25	IG II ⁿ 773 + Dow 1933 + SEG 2688	アテナイ	前306/5年	アラクモス	顕彰理由不明
26	SEG 1660	アテナイ	前306/5年	リュキヌコス	Ath の市民団に親切；海戦で捕らえられた市民を取り返し私費で Ath へ；王たちの許に留まって Ath 人に賛献
27	SEG 33932, ll. 18-20, no. 5	エウエソス	前306年以降	ミレトス人アリストデモス	アテライアに関し王の許に来た使節に配慮
28	IG VII 4	メガラ	前306年以降	エリソス人ミユス	メガラ人の市民団に親切で益することを行う。 cf. Billows 1997: 450-451, no. 140
29	IG XII 6, 23	サモス	前306年より後	エライア人ボリスモス	サモス人が追放された時に親切、ボリスのために D 王の許にいて、自身を有用に、利益をもたらす
30	IG XII 6, 57	サモス	前306年より後	不明	王たちの許で有用に、王テムトリオスの許で兵として仕える
31	IG XII 6, 25	サモス	前306年より少し後	M 人テオテイミナス	サモス人が追放された時に A の許で親切；今で出会った市民に有用に；市民団に利益
32	IG XII 6, 26	サモス	前306年より少し後	アカカテイア人「…次…」 オス	サモス人が追放された時に親切で市民団に対して熱意を持つ；市民団が倒された際に王の許にいた？
33	IG XII 6, 27	サモス	前306年より少し後	エウリュエ「…次…」	サモス人が追放された時に親切；王たちと関係？
34	IEphesos 1448	エウエソス	前306-302年	アエソソニクス人(?) アボソロニクス	D 王の友人であり、D 王の市民団への、そして、彼自身が D 王とエウエソスの市民団に対して持っていた善意を伝える
35	Pritchett 1972: 169-174, no. 4, 173 + SEG 38283	アテナイ	前306-302年頃	不明	王が曹備で Ath に伝える
36	IG XII 4, 129, ll. 99-105	アイオリコス	前306-301年	コス人ニコメナス	A の許に派遣された使節がニコメナスのことを推薦
37	IG XII 4, 129, ll. 1-16	アテナイ	前306-301年	コス人ニコメナス	アテナイに利益；金銭の提供
38	IG XII 4, 129, ll. 106-108	アソタンドロ	前306-301年	コス人ニコメナス	顕彰理由不明
39	IG XII 4, 130, ll. 20-24	エウエソス	前306-301年	コス人ニコメナス	良き人；A の許に派遣された使節に配慮？
40	IEphesos 2003	エウエソス	前306-301年	アソタンドロ人メリシッボス	アソラ女王の許に留まり親切で熱心；公的にはポリス、私的には来た市民に悪意
41	IG XII 4, 129, ll. 67-78	キオス	前306-301年	コス人ニコメナス	ニコメナスに栄典（賞讃の詳細は不明）
42	IG XII 4, 129, ll. 79-85	アリエネイオ	前306-301年	コス人ニコメナス	A の許に派遣された使節がニコメナスのことを推薦

43	/G XII 4.130. II 10-18	サモス	前306-301年	コムスニコメナス	サモス人が追放された時に親切；市民団が倒された際にはAの許で使節に親切
44	/G XII 6.30	サモス	前306-301年	リュキア人アナルコス	サモス人が追放されている時に親切；現在はフイラ女王の許で出会った市民に有用に、市民団に利益
45	/G XII 6.28	サモス	前306-301年	？	フレグサントロス王と共に従軍；サモス人の市民団が倒された際に王たちの許で市民団に有益になる
46	/G XII 6.29	サモス	前306-301年	コムス人ドラコン	サモス人の市民団に親切で熱心；出会った市民に有用に；市民団が倒された際にA王の許で市民団に熱心；使節に配慮
47	/G XII 6.31	サモス	前306-301年	キュレネ人ヒッパルコス	以前市民団に親切で有用に；市民団が倒された際にはA王の許で市民団に親切；今カリリアで配慮され必要物資を提供
48	/G XII 4.129. II 42-50	パルクシトス	前306-301年	コムス人ニコメナス	Aの許に派遣された使節がニコメナスのことを推薦
49	/G XII 4.129. II 24-35	レムノス島の アテナイ人	前306-301年	コムス人ニコメナス	Aの許に派遣された使節がニコメナスのことを推薦
50	/G XII 4.129. II 36-41	決議主体不明	前306-301年	コムス人ニコメナス	使節に配慮？
51	/G XII 4.130. II 25-26	決議主体不明	前306-301年	コムス人ニコメナス	Aの許で配慮？
52	/G XII 4.130. II 45-50	決議主体不明	前306-301年	コムス人ニコメナス	Aの許に派遣された使節がニコメナスのことを推薦
53	/G XII 4.130. II 55-65	決議主体不明	前306-301年	コムス人ニコメナス	A王の許に派遣された使節に配慮？
54	/G II ² 479 + 480	アテナイ	前305/4年頃	ヘラクレスイア人ピュ [...?...]	使節に関する援助？D王と何らかの行動
55	Schweigert 1937	アテナイ	前304/3年	カルキス人？	Athの市民団と王たちに親切；祖国に貢献
56	SEG 36.162	アテナイ	前304/3年	[...?...]オ？ロス	D王の使節？
57	SEG 36.164	アテナイ	前304/3年	キュレネ人イテアモス	D王が書簡、ソテイモスが王やAthに好意を持ち、共に戦うこと示す
58	SEG 36.165 + Woodhead 1989: 300	アテナイ	前304/3年	メプトンと父	市民団に親切；王たちの將軍を務める；D王？によりカッパンドロスらに關して市民団に派遣
59	Osborne 1981: D45 + SEG 36.163	アテナイ	前304/3年	エホボリス	D王？が書簡、エホボリスが王やAthに好意
60	Osborne 1981: D44 + SEG 58.120	アテナイ	前304/3年？	ネリイオス	戦争時の市民団への配慮、調子。cf. Billows 1990: no. 44
61	/G VII 1	メカラ	前304-302年	ボイオテイア人ゾイロス	D王によってアイオステナの兵たちに関して配慮；自身と兵たちを規律正しく；他の多くの事に配慮
62	/G VII 6	メカラ	前304-302年	エリュエトリア人イアロ	D王の許に留まり親切でメカラ人のボリスに益することを行う
63	Ag. 16.144	アテナイ	前304-302年頃？	不明	顕彰理由不明（「王」と言及あり）
64	Eretria XI 10	エトリリア	前304-301年頃	マンクレオカリス	王たちの友人；ギリシアの將軍たちとエトリリアの市民団に親切；友情を示す
65	Eretria XI 5	エトリリア	前304-301年頃	マンテポッロドロス	エトリリアの市民団に貢献（理由不明）。cf. Billows 1990: no. 139
66	/G II ² 498 + SEG 21.338. 52.102	アテナイ	前300/2年	ラリッパン人メテイオス	A王の許に留まってAthの市民団に貢献；Dとギリシアに派遣、市民団に親切

67	<i>IG</i> II ² 559 + 568 + J. Kirchner: <i>IG</i> II ² (1916) add. p. 662 + <i>SEG</i> 32.101	アテナイ	前303/2年	M人ツイリッポス	王たちと共に戦い Ath の市民団に親切； D とギリシアで自由と民主政のために戦う
68	Osborne 1981: D60	アテナイ	前303/2年	アテノス人ツルカイオス	D 王の許に留まって Ath の市民団に貢献； 王たちと Ath の市民団に対する徳と善意
69	Osborne 1981: D61	アテナイ	前303/2年	ハバギエウリア人ウロソ	D 王の許に留まって Ath の市民団に貢献； 王たちと Ath の市民団に対する徳と善意
70	Osborne 1981: D62	アテナイ	前303/2年	不明	顕彰理由不明； 王の許にいる人々が Ath に善意を示すため
71	<i>IG</i> II ² 558	アテナイ	前303/2年頃	ラリッサ人オキエテミス	顕彰理由不明； 王たちとギリシア人の自由のためにあらゆる人々を戦うために； 王たちと Ath の市民団に対する徳
72	<i>IG</i> XII 9, 212	エレクトリア	前303/2年頃？	M人ツツリダイオス	アレクサンドロス王の許でエレクトリアの市民団に； 王の許にいる人とエレクトリアの市民団に親切； ネリウスから監留軍を排除するために王とギリシア人たちと共に戦う
73	<i>IG</i> II ² 492 + Wilhelm 1942: 175-183, no. 63	アテナイ	前302年	キュゾクソス人 (?) アホッロニオス	Ath を救援； Ath の市民団に親切； 王たちの許に留まって Ath の市民団に貢献； 王たちによってギリシアのネリウスに派遣
74	<i>IG</i> XII 9, 210	エレクトリア	前302年	アテナイ人オキタイア人ラウキッポス、 ヒッポタニス、 アホッロニオス	D 王とエレクトリアの市民団に対して良き人； 市民のうち海軍に属する者に多くの名声心
75	Ag. 16.122	アテナイ	前302年？	ランツサコム人アテアイ	D 王によって同盟会議の幹事役に任命、 阿王・Ath・同盟諸国に貢献； Ath の市民団と他のギリシアへの熱意と善意
76	<i>IG</i> II ² 562 + Schweigert 1940.	アテナイ	前302/1年	不明	王たちの許で市民団に親切
77	<i>IEphesos</i> 1452	エフェソス	前302/1年	M人アルクストラトス	D 王のオイクテイオス； 王の將軍としてクラゾメナイに； 王の信頼の下、 ネリウスのために糧物輸送船を保護
78	<i>IG</i> XII 9, 206	エレクトリア	前3 C 初頭	M人アテナクシントス	エレクトリアの市民団に貢献 (理由不明). cf. Billows 1990. no. 139
79	<i>IG</i> XII 9, 216	エレクトリア	前3 C 初頭	ランツサコム人アテアイネコス	エレクトリアの市民団に貢献 (理由不明). cf. Billows 1990. no. 139
80	<i>IG</i> XII 9, 208	エレクトリア	前3 C 前半	クラゾメナイ人アテアッラ	エレクトリアの市民団に貢献 (理由不明). cf. Billows 1990. no. 139
81	<i>IEphesos</i> 1453	エフェソス	前300年	ロドス人ニココラス	アテメトリオスと王セレウコス王の許からギリシアに派遣； 友好関係を更新； 王たちと市民団への善意； エフェソスの市民団のギリシア人のことに熱心な人に対する顕彰をみなが見るために
82	<i>Tit. Cam.</i> 8	カリエムナ	前300年頃	テラエモスキオン	市民団に親切； モクロイに配属されたカリエムナの市民に有益
83	<i>IG</i> II ³ 1, 853	アテナイ	前295/4年	ヘロドロス	A 王の許で Ath に親切； D 王の信頼の許に； D 王と Ath との謙和に尺力
84	<i>IEphesos</i> 2001	エフェソス	前294年頃	アイトロス	監留するギリエネ人に配慮し、 要塞を守備

【※】 C = 世紀； A = アテナイコロス； D = デメトリオス； M = マケドニア； Ath = アテナイ (顕彰理由欄のみ)。史料上で「王」の称号が用いられた時のみ「A王」とした。また、「王たち」とはアテナイコロス、アメトリオスの両者を指す。また、被顕彰者の父名は、必要な場合を除いて省略した。さらに、以下の論文は表では名前と年号で示す。S. Dow. 1983. 'Notes on Three Decrees of B.C. 306/5' *AIArch* 37: 415-6. E. Schweigert. 1937. 'Inscriptions in the Epigraphical Museum' *Hesperia* 6: 323-327. no. 4. E. Schweigert. 1940. 'Greek Inscriptions' *Hesperia* 9: 342

The Power Structure of Diadochs and Poleis in the Early Hellenistic Period :
The Case of Vassals of Antigonos I Monophtalmos
and Demetrios I Poliorcetes.

by

SAKESHIMA Kyohei

The relationship between kings and cities is one of the most important topics in the study of Hellenistic history (323–31 BCE). As previous scholarship has shown, kings had to develop reciprocal relationships with various kinds of subordinate cities, especially Greek *poleis*. Even though holding overwhelming military force and economic resources with which it was possible to conquer large territories, kings provided donations and benefactions toward *poleis* to maintain good relations. *Poleis* also gave rewards back to kings not only to express gratitude but also to seek better treatment. This reciprocal relationship, however, does not seem to have been completely developed at the beginning of the Hellenistic period. After the death of Alexander III (323 BCE), war began between his former generals (Diadochs), and it continued for almost 40 years. As a result of this so-called “Diadochs war,” the major Hellenistic kingdoms were formed, and the multipolar structure of the Hellenistic world was then created. How then did Diadochs and *poleis* construct their relationship at that time? This paper explores this question, which has recently come into focus because of the re-evaluation of the vitality of *poleis* that was begun in the 1980s.

In order to tackle this question, the author focuses on the Diadochs’ “vassals”. They both served and supported the Diadochs, being given missions and positions by their masters. They were sometimes called *philoí*, which means “friends” in Ancient Greek, by contemporaries and modern scholars because there seems to have been mutual friendship between vassals and masters. What is important for this paper is that they often acted as intermediaries between Diadochs and *poleis* and they played a significant role in maintaining the Diadochs-*poleis* relationship.

In section I, the author reviews previous scholarship concerning the vassals in order to clarify the problem. Pointing out the lack of research of

vassals in the Diadochs war, he decided to focus on the honours conferred on vassals by *poleis* as his primary source. *Poleis* often honoured vassals as the latter contributed to the former by helping the former's communications with Diadochs. He also justifies using the word "vassals" to denote Diadochs' subordinates, although modern scholars have tended to use "*philoï*" to denote these subordinates. But as they do not provide a clear definition of this word, using it would confuse the discussion. Furthermore, he has also decided to focus specifically on the vassals of Antigonos I Monophtalmos and Demetrios I Poliorketes as they have been evaluated by modern scholars as having played the most crucial role in creating the Hellenistic world because they had conquered the greater part of the eastern Mediterranean.

The author clarifies in section 2 the contents of the honours and discusses how *poleis* negotiated with Diadochs and vassals by conferring honours. He points out that vassals were honoured by *poleis* because 1) they mediated communications between the *poleis* and Antigonos and Demetrios, 2) they helped the *poleis* militarily by being appointed or by following their masters. Then, the author also argues that, by honouring vassals, the *poleis* not only wanted to acquire profits from Antigonos and Demetrios but also required the honorands to make further contributions.

In section 3, the author approaches the question of how Antigonos and Demetrios profited from the honours granted by the *poleis*. First, he compares the honours with the establishment of the ruler cults that were decided by *poleis* and points out there are differences in scale between them. Second, in analysing the letter sent by Demetrios asking Athens to honour one of his vassals, the author adopts Rolf Strootman's position and argues that the *poleis* had to be involved in the reciprocal "gift-exchange" relationship between masters and vassals. Finally, he argues that even though Antigonos carried out a policy of giving freedom and autonomy to the *poleis*, they were able to acquire opportunities to negotiate because of it and they were *de facto* bound to the interests of Antigonos.

In the final section, the author summarizes his discussion and calls for modification of the theory of the vitality of *poleis*.